

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会

処理手数料等改定部会審議資料

平成26年9月22日

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会
会 長 道 上 正 規 様

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会処理手数料等改定部会
部会長 岡 崎 誠

一般廃棄物の処理手数料等について（報告）

平成26年8月4日付け発生環第314号で諮問のあった「一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化」について、本部会において、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので報告する。

記

1 一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について

(1) 一般廃棄物の処理手数料について

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第2条に規定する一般廃棄物の処理手数料は、次の額にすることが適当である。

① 処理手数料

搬入物の重量10キログラムにつき、370円とする。

② 改定時期

平成27年4月1日から適当である。

③ 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

④ 理 由

現行の不燃物処理手数料は、鳥取県東部環境クリーンセンターの施設建設費の償還金と償還利子を埋立て計画期間で平年化し、その平年化した額と維持管理費（見込値）を加えて得た額に基づき、定めたものである。

手数料収入の対象となるごみは、市町が収集するごみではなく、個人が施設に直接持ち込む一時多量ごみ、引越しごみ等であり、鳥取県東部広域行政管理

組合（以下「東部広域」という。）を構成する市町が処理費用を負担することは適当ではないとして、ごみ排出者にその処理費用の全額負担を求めるものとする。

この度の処理手数料の審議では、平成26年4月からの消費税の増税等を踏まえ、平成27年4月から平成30年3月までの収支見込みを算定した。その結果、現行の処理手数料の考え方に基づき、処理費用の全額負担（370円/10kg）とすることが適当であるとした。

（2）因幡霊場の利用料金について

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）第7条に規定する利用料金は、次の額にすることが適当である。

① 利用料金

人体の火葬に係る利用料金は、現行の利用料金を据え置く。ただし、人体の一部等及び畜類については税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ、応分の引き上げを行う。

区分	単位	加入市町の住民	左記以外の住民	備考
人体の一部等	1件につき	19,440	48,600	1件は10kgまで
畜類	1頭につき	19,440	48,600	

② 改定時期

平成27年4月1日からが適当である。

③ 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

④ 理由

現行の利用料金は、東部広域を構成する市町（智頭町を除く。）の住民（以下「加入市町の住民」という。）については、建設費の償還金及び償還利子は公費負担、維持管理費は全額負担していただくことを原則とし、加入市町以外の住民については、建設費の償還金及び償還利子と維持管理費の全額を負担していただくこととしている。

この度、利用料金を審議するに当たり、平成27年4月から平成30年3月までの収支見込みを算定し、維持管理費の原価及び総原価を算出した結果、維持管理費の原価は増額、総原価は同額となり、現行の負担割合（80%）を維持した場合には、加入市町の住民に係る利用料金は現行より一部増額となり、加入市町以外の住民に係る利用料金は現行と同額となった。

しかしながら、本圏域を取り巻く状況は、生産面など景気の基調としては持ち直しの動きがあるものの、雇用面など一部懸念材料も見受けられ、経済状況が好調とは言い難い状況である。また、平成26年4月からの消費税の増税に

よる住民生活への影響、さらには近隣他施設の火葬料金と比較し高額である現状を踏まえ、住民の負担感を考慮するとともに、維持管理費の原価に対する負担割合も現行と概ね同率となることから、現行の利用料金を据え置くことが適当と考える。

ただし、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ、応分の引き上げが適当であるとした。

(3) 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金について

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第7条に規定する利用料金（以下「条例利用料金」という。）は、次の額にすることが適当である。

① 利用料金

現行の条例利用料金を据え置く。

② 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

③ 理 由

本施設は、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置され、高齢者等住民の健康増進施設としての一翼を担う施設であり、営利を目的とした施設ではないことから、利用者に負担感を与えない利用料金とすることが適当である。

また、現行の条例利用料金については、鳥取県グラウンドゴルフ協会等関係団体と意見交換を行い、近隣他施設の料金と均衡を図ったうえで定められたものであることから、現行条例料金を据え置くことが適当であるとした。

一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の適正化について

1. 一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料

(1) 料金設定の経過

区 分	平成 24 年度から (現行手数料)	平成 23 年度まで (改定前手数料)
処理手数料 (10 kgあたり)	360 円	330 円

(2) 平成 27 年度～平成 29 年度の試算

(単位:千円)

区 分	金 額	算 出 方 法
維持管理費	403,678	平成 27 年度～平成 29 年度見込の平均
減価償却費	145,134	25 年償還
償 還 利 子	50,705	25 年償還
有価物売払収入	△58,984	平成 25 年度実績の 80% 73,730 千円×80%=58,984 千円
計	540,533	

※搬入量 14,428t = (平成 27 年度～平成 29 年度搬入量見込の平均)

【試算結果】

処理手数料 540,533 千円 ÷ 14,428t ≒ 37.4 千円/t 370 円/10 kg

○平成 23 年度の料金改定時の試算結果と比較して、平成 26 年 4 月からの消費税の増税等に伴い維持管理費は 5,379 千円の増が見込まれ、かつ搬入量も減少が見込まれるため、10 kg 当たり経費は 370 円となり、現行料金 360 円と比べ 10 円の増となった。

(3) 参考（試算根拠）

①維持管理費の見込み等

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平均
維持管理費	403,678	403,678	403,678	403,678
人 件 費	29,873	29,873	29,873	29,873
光熱水費	28,744	28,744	28,744	28,744
修 繕 費	95,000	95,000	95,000	95,000
委 託 費	232,240	232,240	232,240	232,240
そ の 他	17,821	17,821	17,821	17,821
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平均
有価物売払収入	68,655	59,308	73,730	67,231

②搬入量の見込み

(単位:トン)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平均
不燃ごみ搬入量	14,493	14,423	14,367	14,428

(4) 提 案

現行処理手数料設定の考え方に基づき、原価の 100%を住民負担とする。

現行料金

平成 27 年度～平成 29 年度

360 円/10 kg → 370 円/10 kg (10 円/10kg の増)

改定率 102.8%

<提案理由>

現行の処理手数料は原価の 100%としており、今回も同様の考え方に基づき、原価の 100%とすることが適当と考えられる。

【参考資料】

近隣処理場手数料料金(直接持込)

(平成23年4月1日現在) (平成26年4月1日現在)

鳥取県	西部広域行政管理組合	資源ごみ(瓶・缶)、不燃ごみ		170円/10kg	174円/10kg
	中部ふるさと広域連合	可燃ごみ		120円/10kg	123円/10kg
		可燃粗大ごみ		160円/10kg	164円/10kg
		不燃、粗大ごみ、瓶		170円/10kg	174円/10kg
		缶、ペットボトル		30円/10kg	30円/10kg
兵庫県	香美町	缶・瓶、粗大ごみ プラスチック・ペットボトル		100円/10kg	100円/10kg
	宍粟市	缶・瓶、粗大ごみ プラスチック・ペットボトル		無料	無料
	新温泉町	資源・小型・大型 プラスチック・ペットボトル		200円/20kg	200円/20kg
	養父市	可燃ごみ、不燃ごみ		100円/10kg	100円/10kg
		資源ごみ		無料	無料
		指定大型ごみ	電子レンジ、脱穀機、 田植機、原付バイク等8品目	1,500円	
岡山県	美作市	指定袋以外での持込	50kg未満	5円/kg	5円/kg
			50kg以上	10円/kg	10円/kg
		資源ごみ(瓶・缶)		無料	無料
		粗大ごみ		20円/kg	20円/kg
	津山市	可燃ごみ		94円/10kg	97円/10kg
		資源ごみ(缶・瓶・ペットボトル)		無料	無料
		不燃ごみ・プラスチック		31円/10kg	32円/10kg
	真庭市	資源ごみ		無料	無料
		可燃・不燃・粗大ごみ		50円/10kg	50円/10kg
		農器具類		200円/10kg	200円/10kg
	奈義市	資源・可燃・不燃 プラスチック・ペットボトル		5円/kg	5円/kg

2. 因幡霊場の利用料金

(1) 料金設定の経過

区 分		平成 21 年度から (現行料金)		平成 20 年度まで (改定前料金)	
		加入市町の住民	加入市町外の 住民	加入市町の住民	加入市町外の 住民
		維持管理費の 80%	総原価の 100%	維持管理費の 70%	総原価の 100%
人 体	大 人	25,000 円	61,000 円	21,000 円	61,000 円
	小 人	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
	死 胎	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
	改 葬	16,000 円	39,000 円	13,000 円	39,000 円
人体の一部等		18,900 円	47,250 円	15,750 円	47,250 円
畜 類		18,900 円	47,250 円	15,750 円	47,250 円

(2) 平成 27 年度～平成 29 年度の試算

(単位:千円)

区 分	金 額	算出方法	原価/件
維持管理費	114,683	平成 27 年度～平成 29 年度見込の平均	33,720
減価償却費	80,793	25 年均等償還	23,756
償 還 利 子	10,488	25 年均等償還	3,084
計	205,964		60,560

※火葬件数 3,401 件 = (平成 21 年度～平成 25 年度実績の平均) × 料金賦課割合係数

【試算結果】

利用料金

員内(加入市町の住民):大人 33,000 円×80% = 26,000 円 (現行より 1,000 円増)

員外(加入市町外の住民):大人 61,000 円

(総原価 60,560 円のため現行と同料金とみなす)

○平成 23 年の料金改定時の試算結果と比較して、維持管理費は 7,677 千円の増が見込まれるが、火葬件数の増加により総原価 61,000 円、維持管理費原価 33,000 円となり、平成 23 年当時の試算時と比較すると、総原価 61,000 円は同額、維持管理費原価は 32,000 円から 1,000 円の増となった。

(3) 参考 (試算根拠)

①維持管理費等の見込み

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平均
維持管理費	104,317	123,957	115,776	114,683
減価償却費	80,793	80,793	80,793	80,793
償還利子	10,488	10,488	10,488	10,488
計	195,598	215,238	207,057	205,964

②火葬実績

(単位:件)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平均
火葬件数 (換算計数を 乗じた件数)	3,563 (3,238)	3,830 (3,464)	3,814 (3,456)	3,687 (3,342)	3,870 (3,504)	3,752 (3,401)

(4) 提 案

住民の負担感を考慮し、現行の負担割合とする。なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成 26 年 4 月からの消費税の増税も踏まえ、応分の引き上げを行う。

現行料金

平成 27 年度～平成 29 年度

員内：大人 25,000 円(維持管理費原価の約 80%) → 26,000 円(1,000 円の増)
(現行と同率 80%負担)

員外：大人 61,000 円(総原価の 100%) → 61,000 円(据え置き)

因幡霊場利用料金試算(平成27年度～平成29年度)

区分	員外		員内						
	全額算入 (総原価)	対現行料金	維持管理費の 100%算入	対現行料金	維持管理費の 85%算入	対現行料金	維持管理費の 80%算入	対現行料金	
人体	大人	61,000	0	33,000	8,000	28,000	3,000	26,000 (現行 25,000)	1,000
	小人	39,000	0	21,000	5,000	18,000	2,000	16,000	0
	死胎	39,000	0	21,000	5,000	18,000	2,000	16,000	0
	改葬	39,000	0	21,000	5,000	18,000	2,000	16,000	0
人体の一部等	48,600 (現行 47,250)	1,350	25,920	7,020	22,680	3,780	20,520 (現行 18,900)	1,620	
畜類	48,600 (現行 47,250)	1,350	25,920	7,020	22,680	3,780	20,520 (現行 18,900)	1,620	
総原価に対する 割合(%)	100%		54%		46%		43%		

(上記黒字: 現行員外料金)

(上記黒字: 現行員内料金)

〈提案理由〉

利用料金の設定については、員内は維持管理費の全額負担、員外は維持管理費と建設費の償還金及び償還利子の全額負担を基本とする考え方にに基づき行っている。

しかしながら、本県を取り巻く状況は、生産面など景気の基調としては持ち直しの動きがあるものの、雇用面など一部懸念材料も見受けられ、経済状況が好調とは言い難い状況である。また、平成26年4月からの消費税の増税による住民生活への影響、さらには近隣他施設の火葬料金と比較し高額である現状を踏まえ、住民の負担感を考慮し、現行の負担割合とすることが適当と考える。

なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税も踏まえ応分の引き上げが適当と考える。

【参考資料】

近隣市町村斎場利用料金

(単位:円)

地域	施設名	経過年数	区分	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等			畜類
								産汚物	人体臓器	手術肢体	
鳥取県 3広域	因幡霊場	16	員内	25,000	16,000	16,000	16,000	18,900(10kgごと)			18,900
			員外	61,000	39,000	39,000	39,000	47,250(10kgごと)			47,250
	ふるさと斎場	1	員内	12,000	8,000	5,000	5,000	5,000			収骨有 40,000/無 8,000
			員外	49,000	30,000	22,000	22,000	22,000			収骨有 48,000/無 10,000
	桜の苑	23	員内	8,000	5,000	3,000	2,000	1,000	2,000/5,000	2,000	—
			員外	45,000	27,000	20,000	17,000	1,000	2,000/5,000	2,000	—
鳥根県	松江市斎場	25	市民	8,000	5,000	3,000	—	1,500	—	1,000	—
			市民・市民1以外	45,000	27,000	9,000	—	4,500	—	3,000	—
	三刀屋斎場	18	市民	12,000	6,000	3,000	1,000	—	7,000	3,000	—
			市民以外	50,000	25,000	9,000	3,000	—	21,000	9,000	—
	玉井斎場	9	市民	8,000	5,000	3,000	—	1,000	5,000	2,000	—
			市民以外	45,000	27,000	17,000	—	1,000	5,000	2,000	—
岡山県	総合斎場	23	市民	12,000	7,200	6,000	—	2,160			—
			市民以外	45,000	30,000	20,000	—	9,720			—
	東山斎場	44	市民	8,000	6,000	3,000	—	—	—	—	7,000~11,000
			市民以外	37,000	25,000	13,000	—	—	—	—	20,000~24,000
	西大寺斎場	33	市民	6,000	4,000	2,000	—	—	—	—	—
			市民以外	35,000	23,000	12,000	—	—	—	—	—
	玉野市斎場	4	市民	0	0	—	—	1,944			3,780
			市民以外	45,000	45,000	—	—	14,040			10,800
広島県	永安館	19	市民	8,200	5,900	3,200	—	1,130(2kgごと)			—
			市民以外	59,000	42,000	23,000	—	1,130(2kgごと)			—
	五日市火葬場	9	市民	8,200	5,900	3,200	—	1,130(2kgごと)			—
			市民以外	59,000	42,000	23,000	—	1,130(2kgごと)			—
	広島市西風館	3	市民	8,200	5,900	3,200	—	1,130(3kgごと)			4,400
			市民以外	59,000	42,000	23,000	—	1,130(3kgごと)			8,900
山口県	柳井市斎苑	16	市民	10,000	8,000	2,500	—	1,000			—
			市民以外	30,000	24,000	7,500	—	3,000			—

〔(再)提案〕

住民の負担感を考慮し、人体に係る利用料金については現行料金を据え置く。ただし、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ、応分の引き上げを行う。

現行料金

員内：大人 25,000 円（維持管理費原価の約80%） → 25,000 円(据え置き)

平成27年度～平成29年度

(維持管理費原価の約76%)

員外：大人 61,000 円（総原価の100%）

→ 61,000 円(据え置き)

因幡霊場利用料金試算(平成27年度～平成29年度)

区分	員外		員内						
	全額算入 (総原価)	対現行料金	維持管理費の 100%算入	対現行料金	維持管理費の 80%算入	対現行料金	維持管理費の 約76%算入	対現行料金	
人体	大人	61,000	0	33,000	8,000	26,000	1,000	25,000	0
	小人	39,000	0	21,000	5,000	16,000	0	16,000	0
	死胎	39,000	0	21,000	5,000	16,000	0	16,000	0
	改葬	39,000	0	21,000	5,000	16,000	0	16,000	0
人体の一部等	48,600 (現行 47,250)	1,350	25,920	7,020	20,520	1,620	19,440 (現行 18,900)	540	
畜類	48,600 (現行 47,250)	1,350	25,920	7,020	20,520	1,620	19,440 (現行 18,900)	540	
総原価に対する 割合(%) 大人	100%		54%		43%		41%		

(上記黒字：現行員外料金)

(上記黒字：現行員内料金)

〈提案理由〉

利用料金の設定については、員内は維持管理費の全額負担、員外は維持管理費と建設費の償還金及び償還利子の全額負担を基本とする考え方にに基づき行っている。

しかしながら、本県を取り巻く状況は、生産面など景気の基調としては持ち直しの動きがあるものの、雇用面など一部懸念材料も見受けられ、経済状況が好調とは言い難い状況である。また、平成26年4月からの消費税の増税による住民生活への影響、さらには近隣他施設の火葬料金と比較し高額である現状を踏まえ、住民の負担感を考慮し、現行の利用料金とすることが適当と考える。

なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、平成26年4月からの消費税の増税を踏まえ応分の引き上げが適当と考える。

3. 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

(1) 料金設定の経過

区 分		平成 12 年度から (現行料金)	
		東部広域条例	指定管理者
個人	子ども	300 円	200 円
	大 人	500 円	400 円
団体	子ども	240 円	150 円
	大 人	400 円	350 円
多目的広場貸切		1,000 円	1,000 円
用具一式		100 円	100 円

※指定管理者の団体料金については、東部圏域住民の団体(20人以上)に適用。

(2) 平成 27 年度～平成 29 年度の試算

(単位:千円)

区 分	金 額	算 出 方 法
人 件 費	10,334	人件費等維持管理費 (平成 27 年度～平成 29 年度見込の平均)
光熱水費	1,089	
委 託 料	1,286	
芝管理費	2,365	
そ の 他	5,741	
計	20,815	

※利用者数 24,117 人 = (平成 21 年度～平成 25 年度実績の平均) × 料金賦課割合係数

【試算結果】

利用料金(大人) 20,815 千円 ÷ 24,117 人 = 863 円

○平成 23 年の料金改定時の試算結果と比較して、平成 26 年 4 月からの消費税の増税等に伴い、維持管理費は 450 千円の増が見込まれ、かつ利用者係数の減少により、原価は 863 円となり、平成 23 年当時の試算時 743 円と比べ 120 円の増となった。

(3) 参考 (試算根拠)

①維持管理費の見込み

(単位:人)

維持管理費の内訳	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平均
人件費	10,254	10,337	10,410	10,334
光熱水費	1,089	1,089	1,089	1,089
委託料	1,286	1,286	1,286	1,286
芝管理費	2,365	2,365	2,365	2,365
その他	5,749	5,666	5,809	5,741
計	20,743	20,743	20,959	20,815

②利用実績

(単位:人)

区分/年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平均
利用者数 (換算計数を 乗じた人数)	37,694 (27,802)	33,287 (24,087)	32,584 (23,234)	33,949 (24,250)	30,483 (21,213)	33,599 (24,117)

(4) 提 案

施設の設置目的等を踏まえ、現行料金を据え置く。

現行条例料金 平成 27 年度～平成 29 年度
大人 500 円 → 500 円(据え置き)

<提案理由>

本施設は、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置され、高齢者等住民の健康増進施設としての一翼を担う施設であり営利を目的とした施設ではないことから、利用者に負担感を与えない利用料金であることが適当である。

また、現行の条例利用料金については、鳥取県グラウンドゴルフ協会等関係団体と意見交換を行い、近隣他施設の料金と均衡を図ったうえで定められたものであることから、現行条例料金を据え置くことが適当と考える。

【参考資料】

グラウンドゴルフ場近隣施設利用料金

所在地	名称	ホール数	平成23年度確認	平成26年度確認	消費税8%の影響
			利用料金	利用料金	
鳥取県	白兔グラウンドゴルフ場	24	個人 大人400円 個人 子ども200円 団体 大人350円 団体 子ども150円	個人 大人400円 個人 子ども200円 団体 大人350円 団体 子ども150円	
	自然堂の森	24	個人 大人500円 個人 子ども300円 団体 400円	個人 大人300円 個人 子ども300円	税込
	八東川水辺プラザ河川公園 グラウンドゴルフ場	32	個人 町内大人200円 個人 町外大人300円 個人 町内子ども100円(高校生以下) 個人 町外子ども150円(高校生以下)	個人 町内大人200円 個人 町外大人300円 個人 町内子ども100円(高校生以下) 個人 町外子ども150円(高校生以下)	変更なし
	ふれ愛ランド羽衣 ふれ愛グラウンドゴルフコース	16	個人 大人500円(中学生以上) 個人 子ども300円(小学生以下) 団体 450円(20名以上)	個人 大人500円(中学生以上) 個人 子ども300円(小学生以下) 団体 450円(20名以上)	内税
	潮風の丘とまり	24	個人 大人500円 個人 子ども300円 団体 大人450円 団体 子ども250円	個人 町内大人260円 個人 町外大人510円 個人 町内子ども150円 個人 町外子ども310円 団体 町内大人210円 団体 町外大人460円 団体 町内子ども100円 団体 町外子ども260円	H26.4.1改定 5%で割戻し8% 10円単位
	レークサイド大栄	24	個人 町内大人200円 個人 町外大人400円 個人 町内子ども100円 個人 町外子ども100円 団体 町内大人150円 団体 町外大人300円 団体 町内子ども100円 団体 町外子ども100円	個人 町内大人200円 個人 町外大人400円 個人 町内子ども100円 個人 町外子ども100円 団体 町内大人150円 団体 町外大人300円 団体 町内子ども100円 団体 町外子ども100円	変更なし
	伯耆町総合スポーツ公園 グラウンドゴルフ場	16		個人 100円(1時間) 団体(11名以上) 1050円(1時間)	変更なしで据え置き
	くにびきグラウンドゴルフコース グリーンヒルさとう	20	個人 大人500円 個人 子ども300円 団体 400円	個人 大人500円 個人 子ども300円 団体 400円	
	松江市ニュースポーツ公園 グラウンドゴルフ場	32	個人 大人500円 個人 子ども200円 団体 大人350円 団体 子ども100円	個人 大人510円 個人 子ども200円 団体 大人360円 団体 子ども100円	H26.4.1 松江市の指導により 大人料金だけ10円 アップ
	フラワーガーデンはた グラウンドゴルフ場	32	500円	団体 大人400円 団体 子ども300円	
東出雲町グラウンドゴルフ場	16	個人 大人200円 個人 子ども 50円	個人 大人200円 個人 子ども 50円	1年間は据え置き	